

規制改革会議におけるこれまでの 農業分野に係る検討状況について

平成26年4月24日

規制改革会議
農業ワーキング・グループ
座長 金丸 恭文

農業ワーキング・グループの構成員

委員

座長	金丸 恭文	フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長兼社長
座長代理	浦野 光人	株式会社ニチレイ相談役
	滝 久雄	株式会社ぐるなび代表取締役会長
	長谷川幸洋	東京新聞・中日新聞論説副主幹
	林 いづみ	永代総合法律事務所弁護士

専門委員

北村 歩	株式会社六星取締役
田中 進	農業生産法人・株式会社サラダボウル代表取締役
本間 正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
松本 武	株式会社ファーム・アライアンス・マネジメント代表取締役／ 農業生産法人松本農園プロジェクトマネージャー
渡邊 美衡	カゴメ株式会社取締役常務執行役員・経営企画本部長

これまでの検討スケジュール①

平成25年

10月1日 第2回農業WG

- ・農地の活用・保全における農業委員会の在り方について

10月15日 第3回農業WG

- ・農業生産法人の要件緩和について

10月29日 第4回農業WG

- ・農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方について

ヒアリング対象者：(株)大潟村あきたこまち生産者協会 涌井徹代表
宮城大学 大泉一貫教授

11月2日 現地視察（柏染谷農場：千葉県柏市）

11月13日 第5回農業WG

- ・農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方について

ヒアリング対象者：全国農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会

11月18日 第6回農業WG

- ・農家レストランの設置等の農地利用規制の見直し
- ・農業への信用保証制度の適用

これまでの検討スケジュール②

11月21日 第7回農業WG

・今後の農業改革の方向について

(参考) 11月27日第21回規制改革会議において「今後の農業改革の方向について」を意見として公表。12月10日上記意見を盛り込んだ「農林水産業・地域の活力創造プラン」が決定される

平成26年

2月3日 第8回農業WG

・農地の活用・保全における農業委員会の在り方について

2月21日 第9回農業WG

・農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方について

ヒアリング対象者：三ヶ日町農業協同組合（静岡県）
ぎふ農業協同組合（岐阜県）
梨北農業協同組合（山梨県）

3月5日 第10回農業WG

・農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方について

ヒアリング対象者：福光農業協同組合（富山県）
越後さんとう協同組合（新潟県）

3月11日 第11回農業WG

・農地の活用・保全における農業委員会の在り方について

ヒアリング対象者：安中市農業委員会（群馬県）
本庄市農業委員会（埼玉県）
上田市農業委員会（長野県）

これまでの検討スケジュール③

3月15日 現地視察(都城農業協同組合及び(有)新福青果:宮崎県都城市)

3月20日 第12回農業WG

・農業者からのヒアリング

ヒアリング対象者: 大越農園 (新潟県)
株式会社ヤマザキライス (埼玉県)
鈴盛農園 (愛知県)
久松農園 (茨城県)
農事組合法人ベジアーツ (長野県)

4月2日 第13回農業WG

・農地の活用・保全における農業委員会の在り方について

ヒアリング対象者: 全国農業会議所

・農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方について

ヒアリング対象者: 全国共済農業協同組合連合会
農林中央金庫

4月8日 第14回農業WG

・農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方について

ヒアリング対象者: 全国農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会

・農業改革の基本的視点について

これまでの検討スケジュール④

4月24日 第15回農業WG

・農業者・消費者に貢献する農業協同組合の在り方について

ヒアリング対象者：ホクレン農業協同組合連合会

奈良県農業協同組合

佐賀県農業協同組合

農業委員会ヒアリングにおける主な議論

問題意識

農地の権利移動の調整機能を担ってきた農業委員会は、耕作放棄地が増加している現状や、今後、域外参入者や農外企業を含め多様な担い手の参入が予想されることを踏まえ、農地の保全について取組を一層強化する必要がある。

《個別の農業委員会の特徴的な取組例》

- ・農業委員のほか、自治体、地域住民や農業に関心を持つ市民からなるNPOなどが連携して耕作放棄地解消の作業を行うなど、地域住民を巻き込んだ取組が農地保全に寄与
- ・雑草が生え始めた等、適正利用されていない可能性の高い農地を発見した場合に、直ちに農地所有者に対して耕うんサービスを紹介する等の能動的指導が遊休農地の解消に寄与

《これまでの主な意見・指摘》

- ・現在の農業委員会の機能・体制は、質・量両方の観点から機能しづらい仕組みとなっており、農地中間管理機構の創設を契機に農業委員会の業務を見直しをすべきではないか。
- ・農地全体の利用状況を監視する農地監視員のような形にシフトしていくべきではないか。
- ・農地転用は地域の土地利用の在り方に関わる問題でもあることから、農業関係者以外の第三者委員を増やす等、構成員の見直しが必要ではないか。
- ・選挙で選ばれている委員が1割程度に過ぎないという実態を考えると、あえて選挙で委員を選出する実質的な必要性は薄いのではないか。

農業生産法人における主な議論

問題意識

多様な経営資源を有する法人が、農業の有力な担い手としてその役割を果たすことが期待されている一方で、現行の農業生産法人の要件では、事業規模拡大に十分に対応できていないのではないか、農業者の資金調達手段を狭めてはいないか、現場に携わる者にとって要件自体が分かりづらい点が多いのではないか。

《農業生産法人等の意見》

- ・役員的一定割合が農作業に従事しなければならないという役員要件は、事業規模を拡大する場合の障害になっている。
- ・資本要件(農業関係者が議決権の4分の3以上を占めること)があるが、農業関係者以外の外部から資金を調達して、更に事業を発展させたい。
- ・農地を売りたい地権者もいるが、現行の農地法はそのニーズに応えられない。

《これまでの主な意見・指摘》

- ・農作業が機械化され、マーケティングなどの農作業以外の業務が重要となる中、農業生産法人の役員に農作業従事を求める意義は乏しいのではないか。
- ・出資要件を見直し、農業生産法人が上場できる道を設けないと、さらに発展できないのではないか。
- ・当該農業生産法人の役員の友人や家族等、農業関係者以外の者にも出資を認める道を開いてもよいのではないか。
- ・営農実績に基づき農地保有を認めるなどのオプションがあってもよいのではないか。
- ・農地をきちんと利用して生産する者であれば、個人・法人問わず所有を認めてもよいのではないか。

農業者ヒアリングにおける主な議論

問題意識

競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するためには、既存農業者や新規参入者、農業団体や企業等の意欲ある主体が、地域や市町村の範囲を越えて精力的な事業展開を図るなど、新しい道を積極果敢に切り開いていく必要がある。

《個別の農業者の特徴的な取組例》

- ・米や野菜の生産だけではなく消費者との交流にも積極的。生産者と消費者を直接つなぐことを目的に、食べてから購入できる米のネットショップを、全国の農業者と一緒に運営。
- ・農外企業を退社して独立就農。年間50品目以上の野菜を農薬・化学肥料を使わずに露地で栽培。多品目少量生産、顧客との強い関係性構築を重視する付加価値を創出する経営。
- ・真夏でも短時間で野菜の温度を下げることのできる真空予冷装置や大型冷蔵庫の完備等により、新鮮な野菜を外食企業等に直接販売。

《農業者からの主な意見》

- ・今後は、生産手段の流動化が重要であり、農地に関する規制などは基本的に無くすべき。
- ・効率化を図りたくても、農地を手放す人が出てこないため、農地の集約が進まない。
- ・農地取得や拡大における障害は、同業他社ではなく農地の転用期待。
- ・取得できるのであれば場所は問わない、日本全国の農地情報が手に入る仕組みを望む。

農業協同組合ヒアリングにおける主な議論

問題意識

農協は、少数の担い手組合員と多数の兼業組合員、准組合員・非農家の増加、信用・共済事業の大幅な拡大等が見られ、農協法制定時に想定された姿とは大きく異なる形態になっている。

《個別の農協の特徴的な取組例》

- ・地域の農産物をブランド化し、全農への系統出荷を縮減し、農協自身がリスクを負い、独自の販路開拓など創意工夫による販売付加価値を創出し、農業者の所得増加に寄与
- ・購買コスト低減のため、生産資材や燃料等の全農からの系統利用と商系からの購買を戦略的に経営判断し、農業者の利益を確保
- ・消費者目線に長けた女性の役員への登用など多様な人材を確保することにより、農協の広報力・求心力等の強化に寄与

《これまでの主な意見・指摘》

- ・准組合員の方が多くなっている現状を踏まえ、准組合員の利益の適切な保護を図るべきではないか。
- ・農協の経営陣に外部から人を登用すべき。経営の意思決定を迅速にすべきではないか。
- ・各農協の独自性が抑え込まれてしまっているのではないか。各農協の自由度の拡大に全中はどのように対応しているのか。

【補足】現地視察について

《視察時の主な意見・指摘》

- ・農業委員会の仕事は、地域の農業をどうしていくかを考えることが重要である。
- ・農地中間管理機構や農業委員会等の関係者は、地域の農業の全体像を共有した上で、公平中立に集積を進めるべき。
- ・ITを活用し、経験や勘の数値化・可視化やコストの見える化等により規模拡大を実現した。
- ・更に外部から人材や資金を調達し、将来的には上場を果たしたいが、農地法上の農業生産法人要件(*)が成長の壁となっている。
(*) 農業関係者が総議決権の4分の3以上を占めること(資本要件)、株式会社にあつては公開会社でないこと等
- ・農協による農業経営について、耕作放棄地対策や地域農業の振興等に一定の成果が出ているが、条件不利地の引受けや圃場分散による生産性向上の限界が課題となっている。
- ・条件の良い農地を巡って農協子会社と地域の農業生産法人や企業等の農外からの参入者との競合が発生し、農場の混在が生じている。



(参考1) 今後の農業改革の方向について

(平成25年11月27日規制改革会議「意見」)

農業委員会

農地の権利移動の調整機能を担ってきた農業委員会については、農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、その在り方を見直す時期に来ている。

既存農業者や新規就農者、広域的な事業展開を図る農業者といった多様な担い手の活動を適切に確保する観点から、これらの者に対して、公平かつ迅速に対応することが求められる。

同時に、耕作放棄地が増加している現状や、今後、域外参入者や農外企業を含め多様な担い手の参入が予想されることを踏まえ、農業委員会が持つ地域の農地に関する知見を有効に活用しながら、農地の保全について取組を一層強化する必要がある。

このため、農地の権利移動に係る許可や農地転用に係る意見具申、農地の適正利用の監視・監督に係る措置といった農業委員会の業務における重点の見直しを図るとともに、委員の構成や選挙・選任方法、事務局体制の整備等についての見直しを図るべきである。

農業生産法人

生産性の飛躍的向上や国際競争力の強化が求められていること等を背景に、多様な経営資源を有する法人が、農業の有力な担い手としてその役割を果たすことが期待されている。

特に、現行の農業生産法人の要件については、事業規模拡大に対応できるか、農業者の資金調達手段を狭めていないか、その制度が現場に携わる者にとって簡素で分かりやすいものになっているか等の観点から、所要の改善を図ることが求められる。

このため、農業生産法人が、地域の農業に貢献しつつ、意欲的な事業展開ができるよう、企業の農地所有に係る農業関係者の懸念にも配慮しながら、現行の要件の見直しを図るべきである。

(参考1) 今後の農業改革の方向について (平成25年11月27日規制改革会議「意見」)

農業協同組合

農業者の組織として活動してきた農業協同組合は、少数の担い手組合員と多数の兼業組合員、准組合員・非農業者の増加、信用事業の拡大等の状況が見られるなど農業協同組合法(以下「農協法」という。)の制定当時に想定された姿とは大きく異なる形態に変容を遂げてきた。

こうした状況を踏まえれば、「農業者」に最大限の奉仕をする組合組織という農協法の理念を改めて想起し、組合員・准組合員等の多様な関係者の調整を図るとともに、農業者の生産力の増進や市場の開拓に係る取組、地域の独自性を発揮する組織の取組などを強化する必要がある。

このため、それぞれの組合が個々の農業者の所得増大に傾注できるよう、コンプライアンスの充実など組織運営のガバナンスについての見直しを図るとともに、行政的役割の負担軽減や他の団体とのイコール・フットイングを促進するなど、農政における農業協同組合の位置付け、事業・組織の在り方、今後の役割などについて見直しを図るべきである。

その他農業諸団体

農業協同組合のほか、その他の農業諸団体についても、今後の農政の在り方に対応して、それぞれの役割を再検討し、見直しを図るべきである。

(参考2) 農業改革の基本的視点について

(平成26年4月8日規制改革会議農業ワーキング・グループ決定)

1. 我が国農業を巡る環境は極めて深刻であり、魅力ある農業・農産物の成長産業化に資する農業改革は待ったなしの課題
2. 現状より未来に、今日より明日に目を向ける
3. 農業全体の生産性を維持・向上させるため、農地を農地として活用できない状態で将来に渡さない
4. 土壌から食卓まで、現場から世界までのサプライチェーンに存在する付加価値を最大限現場に取り込みつつ、コストを見える化し、農業者の所得向上につなげる
5. 多様な主体の新規参入を取り込み、大先輩と若者、地域と域外参入者や農外企業といった多様なコラボレーションを実現させ、経営革新と技術革新を目指す
6. 全国一律ではなくOne to One、ブランド化、各農業者の特性を活かす
—付加価値モデル、ローコスト追求モデル等多様な経営手法の許容
7. 制度・政策・組織が農業者の創意工夫を制約しない
—標準化された簡素な手続、中立なレフェリー
8. 組織の中核メンバーの多様化(女性の参画を含む。)及び役割・組織の最適化並びに各事業の活性化・健全化を図る
9. 環境保全や安全保障のための施策は、農業の成長性・生産性の向上を目指した施策とは峻別して議論する